

別表第1（第3条、第4条、第12条、第16条関係）

種目	対象者	性能	備考	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の者又は寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障がい1級の者若しくは療育手帳Aの交付を受けた者で常時介護を必要とする者（原則として3歳以上の者に限る。）又は寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする者（原則として学齢児以上の者に限る。）又は自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で原則として3歳以上の者	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年

	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の者で下着交換等に当たって家族等他人の介助を必要とする者（原則として学齢児以上の者に限る。）又は寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障がい児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。		15,000円	5年
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の者（原則として3歳以上の者に限る。）又は体幹機能に障がいのある難病患者等	介護者が障がい児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。 ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。		159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者で原則として3歳以上の児童	原則として付属のテーブルをつけるものとする。		33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の者（学齢児以上の児童に限る。）又は下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯したものの。		159,200円	8年
自立生活支	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障がいを有し入浴に介助を必要とする者（原則として	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者又は介助者が容易に使用し		90,000円	8年

援用具	3歳以上の者に限る。)又は入浴に介助を必要とする難病患者等	得るもの。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。			
便器	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の者 (原則として学齢児以上の者に限る。)又は常時介護を必要とする難病患者等	障がい児・者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		4,450円 ※5,400円 ※便器に手すりをつけた場合	8年
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって原則として3歳以上の者	必要な強度と安定性を有するもので障がい児・者が容易にしようし得るもので次の基本構造のもの。 ① 主体-木材 外装-ニス塗装 ② 主体-軽金属 外装-塗装なし	夜光材付とした場合は410円(全面夜光材付とした場合は1,200円)増しとする。 価格は、1本当たりのものとする。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合260円増しとする。	① 2,300円 ② 3,100円	3年
移動・移乗支援用具	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障がいを有し家庭内の移動等において介助を必要とする者(原則として3歳以上の者に限る。)又は下肢が不自由な難病患者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。		60,000円	8年

		イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの。			
頭部保護帽	(1) 児童相談所若しくは知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度若しくは最重度である者又は精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 (2) 平衡機能、下肢又は体幹機能障がい2級以上の者で、頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	施設入所等可	15,500円	3年
特殊便器	上肢障がい2級以上の者若しくは療育手帳Aの交付を受けた者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（原則として学齢児以上の者に限る。）又は上肢機能に障がいのある難病患者等	温水温風を出し得るもので、知的障がい児・者を介護している者が容易に使用し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		151,200円	8年

火災警報器	<p>児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者及び身体障がい者手帳２級以上若しくは精神障がい者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。</p>		15,500 円	8 年
自動消火器	<p>身体障がい者手帳２級以上、療育手帳A若しくは精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者又は難病患者等で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。</p>		28,700 円	8 年
電磁調理器	<p>児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度であって18歳以上の者</p>	<p>視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの。</p>		41,000 円	6 年

		及び視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者				
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上であって原則として学齢児以上の者	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。		7,000 円	10 年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。		87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者であって原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）患者であることの医師による証明書が必要	51,500 円	5 年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい者（原則として学齢児以上の者に限る。）又は難病患者等であって、必要と認められる者 ※ 学齢児未満及び呼吸器機能障がい3級以上でない身	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能障がい3級以上でない者については、医師による診断書又は意見書が必要	36,000 円	5 年

	<p>体障がい者については、医師の意見書等により必要性が認められる者</p>				
電気式たん吸引器	<p>呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい者（原則として学齢児以上の者に限る。）又は難病患者等であって、必要と認められる者 ※ 学齢児未満及び呼吸器機能障がい3級以上でない身体障がい者については、医師の意見書等により必要性が認められる者</p>	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能障がい3級以上でない者については、医師による診断書又は意見書が必要	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの。	医師による診断書又は意見書が必要	17,000円	10年
盲人用体温計（音声式）	視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者であって原則として学齢児以上の者	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。		9,000円	5年
盲人用体重計	視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯及びこれ	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。		18,000円	5年

		に準ずる世帯)の者				
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい者 (原則として学齢児以上の者に限る。) 又は難病患者等であって、必要と認められる者 ※ 学齢児未満及び呼吸器機能障がい3級以上でない身体障がい者については、医師の意見書等により必要性が認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい児・者又は介護者が容易に使用し得るもの。		157,500 円	5 年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障がいを持つ者で原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの。		98,800 円	5 年
	情報・通信支援用具	視覚若しくは上肢機能障がい2級以上の者又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいを持つ者	情報機器 (パーソナルコンピュータ等) の操作にかかる周辺機器及びソフト等であって障がい者が容易に使用し得るもの。		100,000 円	—

点字ディスプレイ	(1) 視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級）であって、必要と認められる者 (2) 視覚障がい1級で職業上又は教育上必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。		383,500円	6年
点字器	視覚障がい2級以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもので次の基本構造のもの。 ① 標準型 A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製 ② 携帯用 A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面プラスチック製	価格は点筆を含むものであること	① A 10,800円 B 6,800円 ② A 7,500円 B 1,700円	標準型 7年 携帯型 5年
点字タイプライター	視覚障がい2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る）	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。		63,100円	5年

視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の者であって原則として学齢児以上の者	<p>① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。</p> <p>② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。</p>		<p>①85,000円</p> <p>②48,000円</p>	6年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の者であって原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい児・者が容易に利用し得るもの。		99,800円	6年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者であって原則として学齢児以上の者(ただし、音声読書機能付きの場合は、視覚	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの(音声読書機能付きのものを含む)。		198,000円	8年

	障がい2級以上の者に限る)				
盲人用時計	視覚障がい2級以上の者(ただし、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。		触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	10年
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい児・者又は発声・発語に著しい障がいをもつる者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい児・者が容易に使用できるもの。		71,000円	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。		88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出による音声機能を喪失した身体障がい児・者	障がい児・者が容易に使用し得るもので次の基本構造のもの。	① 気管カニューレ付とした場合は 3,100円増	①5,200円 ②72,300円	笛式 4年 電動式

		<p>① 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。</p> <p>② 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。</p>	<p>しとすること</p> <p>② 価格は、電池又は充電器を含むものであること</p>		5年
福祉電話 (貸与)	難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	障がい者が容易に使用し得るもの。		83,300円	—
ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能障がい若しくは言語機能障がい3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。)によるコ	障がい者が容易に使用し得るもの。		7,700円	—

		コミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)				
	視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障がい児・者であって学齢児以上の者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。		1,030,000円	—
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい児・者	点字により作成された図書	点字図書給付事業実施要領により実施する。	一般図書価格との差額相当額	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマを造設した身体障がい児・者	障がい者が容易に使用し得るもので次の基本構造のもの。 ① 消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製 ② 尿路系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	価格は1ヶ所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。 施設入所等可	① 8,900円 ②11,700円	—
	紙おむつI	次のいずれかに該当する者で	障がい者が容易に使用し得るもの。	価格は月額であること。	12,000円	—

	<p>あつて3歳以上の者</p> <p>(1) 治療によつて軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者</p> <p>(2) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい者又は高度の排便障がいのある者</p> <p>(3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者</p> <p>(4) 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者</p>		施設入所等可		
紙おむつII	身体障がい2級以上の者又は児童相談所若しくは知的障がい者更生相談所において知的障が	障がい者が容易に使用し得るもの。	価格は月額であること。	12,000円	—

	<p>い児・者として判定され障がい の程度が重度若しくは最重度である者であって、次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 3歳以上65歳未満の在宅で医師意見書等により常時失禁と確認できる者（ただし、障害者総合支援法に規定する共同生活援助を利用し、医師意見書等により常時失禁と確認できる者については年齢の上限を設けない）</p> <p>(2) 生計中心者が所得税非課税の者</p>				
収尿器	高度の排尿機能障がい児・者	<p>障がい者が容易に使用し得るもので次の基本構造のもの。</p> <p>① 男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型</p> <p>② 女性用</p>	<p>女性用簡易型は採尿袋20枚を1組とする。</p>	<p>① A 8,000円 B 5,900円</p> <p>② A 8,800円 B 6,100円</p>	1年

			A 普通型 耐久性ゴム製 採尿袋を有する もの。 B 簡易型 ポリエチレン 製の採尿袋導尿 ゴム管付		
--	--	--	---	--	--

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚し時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

別表第2（第11条関係）

利用者負担上限額

区分	上限額	要件
生活保護	0円	生活保護世帯に属する者
非課税世帯	15,000円	市町村民税非課税世帯
課税世帯	37,200円	市町村民税課税世帯

備考 利用者負担上限額の世帯の範囲は、給付等の対象者及び同一の世帯に属する配偶者とする。
給付等の対象者が18歳未満の場合は生計中心者とする。